

本科 2 期 9 月度

解答

Z会東大進学教室

高2東大日本史



14章 幕藩体制の成立

問題

【1】

解答

- (1) 禁中並公家諸法度 (2) 1615年 (3) 武家諸法度 (4) 沢庵(宗彭)
(5) 金地院崇伝

解説

- (1)・(2) この史料は1615(元和元)年に発布された禁中並公家諸法度である。江戸幕府は朝廷への統制にも力を入れ、禁中並公家諸法度を制定した。「天子諸芸能の事、第一御学問なり。」と第1条で天皇が修めるべき徳目を規定し、さらに細部全般にわたって規制を加えた。幕府は朝廷統制策として京都所司代に朝廷を監視させ、皇族を抑えるために摂家を重用し、さらに武家伝奏によってそれらを操作しようとしており、禁中並公家諸法度の第11条では、閥白・武家伝奏による公家衆の支配についても明文化されている。
- (3) 武家諸法度は、主に大名を対象とした法令で、1615(元和元)年に、2代將軍徳川秀忠が元和令を出したのが始まりである。起草は(5)の金地院崇伝で、築城の禁止、私婚の禁止などが規定された。その後は將軍の代が替わるごとに出ており、参勤交代が制度化された3代家光の寛永令などが有名である。1615(元和元)年は大坂の役で豊臣氏を滅ぼした年であり、当時は大名を強力に統制する必要があった。例えば、1619(元和5)年には、豊臣秀吉の子飼いであった有力大名福島正則が武家諸法度違反で改易されている。なお、元和令では「文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事」とされているが、5代徳川綱吉の天和令では、「文武忠孝を励し、礼儀を正すべき之事」となっており、そこから、武断政治から文治政治へと、時代が進むにつれて性格が変質していったことが読み取れる。
- (4) 禁中並公家諸法度第16条では、紫衣を許される寺の住持職に関する規定があるが、大徳寺や妙心寺ではこれが遵守されなかつたので、幕府はこれらを咎め、また、後水尾天皇が幕府の許可なく紫衣を勅許したので、幕府はそれを問題にした。これに対して抗議した大徳寺の沢庵宗彭は出羽に配流となった。この紫衣事件によって、天皇の勅許よりも幕府の法度が優先されることが示された。後水尾天皇はこの事件をきっかけに幕府に届けずに、秀忠の孫にあたる明正天皇に譲位した。なお、沢庵は後に赦免され、家光の帰依を受けた。
- (5) 金地院崇伝は家康の政治・外交顧問である。黒衣の宰相といわれ、寺社行政を統括し、武家諸法度・禁中並公家諸法度を起草した。とくに武家諸法度・禁中並公家諸法度の起草はよく出題されるので押さえておこう。

【2】

解答

問1 A 村請 B 宗門改帳（宗旨人別帳） C 寺子屋 問2 ④ 問3 ①

解説

問1

A 村請制は本文中にあるように、名主（関西では庄屋、東北では肝煎という）が責任者となり、村単位で年貢を納入する制度のこと。一村の石高（村高）を基準とした。

B 宗門改帳は、もともとは禁教の徹底のため、宗旨や檀家として所属している寺院などを記載したものであったが、戸主や家族、奉公人の名なども記載していたので戸籍の役割も果たした。

C 読み書きそろばんを主に扱う庶民教育を行ったのが寺子屋である。『庭訓往来』『実語教』などを教材とした。

問2

小物成と村入用が答となるので、④が正解。

小物成は雑税の総称で、例えば、山河海などの用益や産物などである。これに対して田畠・屋敷地に対する本税を本途物成、本年貢という。

村入用は、村を運営するための費用で、村人から徴収した。用途は村役人の給料や、用水費用、紙、筆記用具など様々であった。

なお、高掛物は、村高に応じて課された付加税で、蔵前入用（浅草の米蔵の人夫費）もこれに分類される。

問3

村方三役についての問である。村方三役とは、長である名主、補佐役の組頭、村民を代表して年貢や諸種の割付の監査をする百姓代をさす。

15章 文治政治（幕藩体制の展開）

問題

【1】

解答

- ① 約 40 万 ② 由井正雪の乱 ③ 末期養子の禁緩和 ④ 文治政治
- ⑤ 前田綱紀 ⑥ お手伝い ⑦ 護国寺 ⑧ 約 500 万両 ⑨ 分地制限令
- ⑩ 渋川春海

解説

- ① 関ヶ原の戦い以来、幕府はたびたび大名の取潰しを行ったが、そのたびに多数の牢人が出た。1649（慶安2）年に幕府が定めたところによると、1万石の大名は250人の武士を連れて出陣することになっており、少なくともそれだけは家臣を抱えていたことになる。この数字をもとにした研究によると、関ヶ原の戦いから1650（慶安3）年にまでの約50年間に約40万人、すなわち1年に8000人近い牢人が出たと見られる。
- ② 由井正雪の乱は慶安の変ともいわれる。首謀者の由井正雪は、駿河国出身の兵学者であり、1651（慶安4）年に、牢人を集めて倒幕を企図したが、未然にその計画が発覚し、駿府の旅宿で自殺した。
- ③ 幕府が、牢人の増加を防ぐための方策として採ったのが、末期養子の禁の緩和である。末期養子とは、武家の主人が重病危篤の際に、急に願い出る養子のことである。江戸時代初期には、認められない場合が多くあった。そのまま後嗣がなくなった武家は改易となり、多数の牢人を生み出す原因となっていた。
- ④ 文治政治とは武断政治に対する言葉であり、儒教的徳治主義で治める政治のことである。
- ⑤ 前田綱紀は加賀藩主で、文治政治を推進し、藩政・民政を整備した。学問を好み木下順庵を招いた他、林信篤や室鳩巣とも親交があった。また、『東寺百合文書』の保存にも努めた。
- ⑥ 幕府が大名に課した土木工事の援助役は、お手伝いと呼ばれる。諸大名の負担は大きく、財政難を引き起こす1つの原因となった。
- ⑦ 護国寺は東京都文京区にある寺院で、新義真言宗豊山派の大本山である。1681（天和元）年、徳川綱吉の母桂昌院の発願で建てられ、開山は亮賢。この亮賢という僧は、桂昌院が綱吉を懷妊した時に、安産を祈願させ、誕生した綱吉を見て、将来、最高位に就く相だと述べたことから、桂昌院は喜び、以降、尊信も厚かった。
- ⑧ 貨幣を改悪鋳造した際に出る益金は出目と呼ばれる。新井白石の回顧録である『折たく柴の記』には荻原重秀の貨幣鋳造に関して、次ページのような記事がある。

【史料】

前代の御時、歳ごとに其出る所の入る所に倍増して、国財すでにつまづきしを以て、元禄八年の九月より金銀の製を改造らる。これより此かた、歳々に収められし所の公利、総計金凡ソ五百万両、これを以てつねにその足らざる所を補ひしに………

(『折たく柴の記』)

- ⑨ 分地制限令は農民の零細化を防ぐために採られた施策で、1673（延宝元）年、初めて出された。この時、名主20石、一般農民10石以上の保有者に限り分地が認められ、それ以下の場合は認められていなかった。
- ⑩ 渋川春海は、初めて日本人の手になる独自の暦法を作成した人物で、この暦は貞享暦と呼ばれる。当初は幕府の碁所で活動していたが、貞享暦を作った功績から天文方に任せられた。

[2]

解答

- (1) 萩原 (2) 貨幣改鑄 (3) ウ (4) ウ (5) イ

解説

史料中の「重秀」や「〔(1)〕八年の九月より金銀の製を改造らる」などから、萩原重秀の貨幣改鑄についての問題だと判断できる。萩原重秀は、徳川綱吉の代に勘定吟味役（後に勘定奉行となるが、この時はまだ勘定吟味役）として、慶長金銀を改鑄して元禄金銀を発行することを提案したことでも有名である。このことを知っておけば、本問は難しくはないだろう。

なお、元禄金銀は慶長小判の品位約87%を約57%に引き下げたもので、その出目（差益金）で財政を補った。但し、財政の回復は一時的なもので、貨幣価格が下落したためインフレを引き起こし、重秀自身も、後にこの間の不正を新井白石に弾劾されて失脚した。

16章 幕藩体制の動搖

問題

【1】

解答

- (1) (a) 2 (b) 3 (c) 武家諸法度 (d) 寺請
(2) (e) 1 (f) 足高 (g) 定免法 (h) 公事方御定書
(3) (i) 2 (j) 4 (k) 人足寄場

解説

(1)

まずは、問題文から「彼」がだれかを特定しよう。文中には、「慶安の変」「末期養子の禁の緩和」「殉死の禁止」などとある。これらから、時代としては4代将軍徳川家綱の治世とわかる。家綱時代の幕閣としては、前半は大老の酒井忠勝を筆頭に、老中の松平信綱（島原の乱鎮圧を指揮したこと有名。松平伊豆守信綱という名から知恵伊豆と称された）など家光以来の宿老があり、さらに家綱の叔父にあたる会津藩保科正之が後見を務めた。ただし晩年には下馬將軍といわれた酒井忠清が専権を振るった。

その家綱の治世の初年、慶安の変が起きた。由井正雪と丸橋忠弥ら牢人が幕府転覆をはかった事件であり、事前に防止できたが、牢人問題の対策を進める契機となった。事件後幕府は、死に際し急に後継ぎを決めることを禁止していた（末期養子の禁）のを緩和し、牢人発生の原因となる改易を減らそうとした。他にも殉死の禁止、証人（大名からの人質）制の廃止など、今までの武断政治から文治政治への転換がはかられた時代であった。

殉死の禁止は、家綱成人時に武家諸法度とともに口頭で申し渡された。(c)には「將軍の代ごとに公布された」ともあるので、(c)は解答できるであろう。武家諸法度が將軍の代替わりごとに出されたことをここでもう1度確認しておこう。

宗門（人別）改帳には、問題文中にあるように、キリストンや日蓮宗不受不施派などの信徒でないことを証明するため、戸主、家族、奉公人の名前、年齢、性別、宗旨、檀那寺などを記載した。この内容からもわかるように、宗門改帳は戸籍の役割も果たした。このように必ず檀那寺に檀家として所属する制度を寺請制度といい、檀那寺は身許証明書として寺請証文を出した。

(2)

問題文中的「彼」は、「紀州藩主」「上米制」などから徳川吉宗（8代将軍）であることがわかる。まずは、前2代（6代家宣、7代家継）に仕えたということで、新井白石を真っ先に思い浮かべると思うが、「側用人」とあることから、新井白石ではなく、間部詮房が正解となる。ちなみに、堀田正俊・柳沢吉保はそれぞれ、徳川綱吉（5代将軍）の大老・側用人である。

さて、徳川吉宗であるが、享保の改革といわれる様々な施策を行っている。(f)の人材登用策は、足高の制である。役職ごとに標準役高（石高）を定め、その基準に達していないものがその役職に就く時は、在職中に限り不足分を支給した。

(g)については、その年の作物の出来に応じて税率を設定する検見法を、豊作凶作に関係なく一定の税率を課す定免法に切り替えた。

(h)は、『公事方御定書』である。大岡忠相らが編纂にあたった。裁判や刑の基準を定め、連坐制を緩めた。『御定書百箇条』ともいう。

享保の改革では他にも以下のような政策が実施されたので確認しておこう。

- 儉約令の施行
- 旗本・御家人と札差との金銭賃借についての争いを当事者同士で解決させる相対済し令の制定（うまくいかず後に緩和）
- 大名1万石につき100石を幕府に納めさせた上げ米の制の制定
- 庶民に投書で直訴させる目安箱の設置
- 目安箱への意見をもとに小石川養生所の設置
- 学問振興のための漢訳洋書輸入制限の緩和
- 町火消の設置

(3)

(1) (2) に比べると人物の特定はやや難しいが、「一橋家からの養子」「在職期間50年」から徳川家斉と特定できる。彼の治世は、前半は松平定信を登用して寛政の改革を行わせ、後半は子の家慶を大御所として後見する大御所時代を現出した。

寛政の改革では、以下の政策を確認しておこう。しかし、あまりに統制が厳しく、庶民の不満を招いた。

○農業政策

- 大名に対して1万石につき50石を貯蔵させる廻米
- 凶作に備えての義倉・社倉などの穀物倉の設置
- 都市浮浪者の帰村帰農を奨励した旧里帰農令

○都市政策

- 無宿人・軽罪者を収容し、職業技術を教授した人足寄場
- 町入用（町費）の節減による積立て制度で、節約したうちの7割を積立てさせた七分積金

○言論・風俗等政策

- 林子平の『海国兵談』『三国通覧図説』を発禁処分
- 山東京伝らを处罚した出版統制令
- 聖堂学問所での朱子学以外の学派の教授を禁ずる寛政異学の禁

【2】

解答

問1 寛政の改革　問2 徳川家斉　問3 七分積金（七分金積立）　問4 江戸

問5 人足寄場　問6 社倉・義倉　問7 棄捐令　問8 田安宗武　問9 2

問10 山脇東洋

解説

- 問1 史料で述べられている政策が七分積金であるから、政治改革は寛政の改革で、その前の飢饉は田沼政権を葬った天明の大飢饉であることがわかる。寛政の改革は、本百姓体制を維持するために商業資本を抑圧したが、保守的性格が強く反発を招いた。
- 問2 御三卿一橋家から11代将軍となった徳川家斉は、松平定信を幕政改革に当たらせた。また、定信失脚後の文化・文政時代から12代将軍家慶の時代まで大御所として政治を見たが、対外関係の悪化とともに、社会不安は増大した。
- 問3・問4 七分積金は、江戸の町入用（町費）ができる限り節減させて、その節減額の7割を江戸町会所に貯え、低利融資をしつつ、その利子を貧民救済にあてたものである。
- 問5 人足寄場は墨田川が江戸湾に注ぐ部分の埋立地石川島に設置された。軽犯罪者の無宿者を強制収容し、職業訓練を行った。この政策は、犯罪者の教化を目的としたものであるとともに、江戸市中の治安対策を兼ねていた。
- 問6 社倉・義倉は廻米の実施命令によって各地に設置された。社倉は江戸時代に始まる凶年に備えた穀物倉である。住民が分相応に拠出した。義倉は律令時代から見られる凶作に対する穀物倉である。富裕者の義援や課税により拠出された。
- 問7 棄捐令は、旗本・御家の救済のため、札差の借金を破棄させた法令である。6年以前の貸金は破棄、以後のものは低利年賦返済とされた。また、幕府は札差に低利融資を行い、札差の不満をやわらげようとした。
- 問8 松平定信が出た田安家は、一橋家・清水家とともに御三卿と呼ばれている。大名の扱いは受けないが、御三家とともに、将軍後嗣を出し得る家とされた。
- 問9 寛政の改革は田沼政治の刷新から始まった。徳ある君（吉宗）の孫の手（孫）と讃めそやされた白河藩主松平定信は、その清廉潔白さゆえ評価され、また疎まれた。
- 問10 山脇東洋は、12代将軍家重時代の1754（宝暦4）年、日本で初めて囚人の死体解剖（腑分け）を行い、解剖図録『藏志』を著した。

J2J
高2東大日本史



会員番号	
------	--

氏名	
----	--